

長野県市長会総務文教部会 次第

平成26年10月22日(水)

企画振興部関係 10:00~

総務部関係 10:55~

県民文化部関係 11:05~

教育委員会関係 11:40~

県庁3階 第三応接室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

(1) 県等に対する要望事項について

(2) その他

3 閉 会

総務文教部会出席者名簿

平成26年10月22日(水)

県庁3階 第三応接室

所 属	職 名	氏 名
10:00～10:55 企 画 振 興 部	部 長 交通政策課長 市町村課長	原 山 隆 一 堀 田 文 雄 堀 内 昭 英
10:55～11:05 総 務 部	部 長 税務課長	太 田 寛 林 信 一
11:05～11:40 県 民 文 化 部	部 長 文化政策課長 次世代サポート課長 こども・家庭課長	藤 森 靖 夫 阿 部 精 一 青 木 隆 佐 藤 尚 子
11:40～11:50 教 育 委 員 会	教育次長	青 木 弘
市長会総務文教部会		
部会長		塩尻市長
		岡谷市長
		小諸市長
		駒ヶ根市長
		飯山市長
市長会事務局		局 長
		次 長
		小 口 利 幸 今 井 竜 五 柳 田 剛 彦 杉 本 幸 治 足 立 正 則 市 川 武 二 藤 森 誠

平成26年度長野県市長会各部会議題一覧

○総務文教部会（塩尻市・岡谷市・小諸市・駒ヶ根市・飯山市）

議題		要望先	提案市	県担当課	時間 配分	希望 市数	意見交換要望市
企画振興	1-1 交通政策基本法における公共交通の位置付けの明確化 と自治体への支援について	国	松本市	交通政策課	15	14	長野市・松本市・上田市・ 諏訪市・須坂市・小諸市・ 伊那市・中野市・大町市・ 飯山市・茅野市・塩尻市・ 千曲市・安曇野市
	1-2 地方鉄道の支援について	国	上田市				
	1-3 地域公共交通の維持に係る国の予算確保について	国	松本市				
	2 建築単価の基準や上限が設定されている国庫補助金等 の弾力的運用について	国	岡谷市	市町村課	10	2	岡谷市・千曲市
	3 地方の一般財源総額の確保について	国	須坂市	市町村課	10	5	諏訪市・須坂市・小諸市・ 塩尻市・東御市
総務	4 長野県市町村合併特例交付金の満額の早期交付について	県	上田市	市町村課	10	3	上田市・伊那市・大町市
	5 公共施設等の老朽化対策の推進について	国	須坂市	市町村課	10	6	長野市・岡谷市・諏訪市・ 須坂市・駒ヶ根市・安曇野 市
	1 軽油引取税の課税免除制度の延長について	国・県	飯山市 東御市	税務課	10	2	飯山市・東御市
	1 文化事業への県支援の拡充について	県	上田市	文化政策課	10	4	上田市・駒ヶ根市・大町市・ 茅野市
	2 少子化対策の充実について	国・県	駒ヶ根市	次世代サポート 課	10	13	長野市・諏訪市・須坂市・ 伊那市・駒ヶ根市・中野市・ 大町市・飯山市・茅野市・ 塩尻市・佐久市・千曲市・ 安曇野市

	3-1 保育対策等促進事業費補助金（病児・病後児保育事業）について	国	佐久市	こども・家庭課	15	10	岡谷市・駒ヶ根市・中野市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市
	3-2 保育料多子軽減事業に対する県費補助による財政支援について	国・県	安曇野市				
教 育	1 地域特性を活用したスポーツ関連施設の充実、事前合宿誘致に関する支援について	国・県	上田市 小諸市 東御市	スポーツ課	10	3	上田市・小諸市・東御市

【企画振興 1-1】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省
件名	交通政策基本法における公共交通の位置付けの明確化と自治体への支援について		
提案市	松本市		
提案要旨	交通政策基本法において、地域の公共交通を、国が「行政の責務」として、位置付けるとともに、歩行者優先の道路形態を実現する道路交通法などの規制の緩和、各自治体で運用できる新たな財源制度(交通税、事業所負担金など)の確立、交通施策に対する国の支援制度の拡充を要望する。		
提案理由	国は、交通施策を総合的・計画的に推進するため、「交通政策基本法」を制定し、今後、公共交通のサービス改善などを自治体に促す「交通政策基本計画」を策定する予定である。 超少子高齢型人口減少社会の進展を踏まえると、誰もが安全に安心して暮らせる社会の構築には、すべての人が自由に移動できることを保障する必要があることから、将来的には、福祉や教育などの行政サービスと同様に、国が公共交通を「行政の責務」と位置付け、ヨーロッパの先進国を参考に、新たな法制度や財源措置などに取り組む段階にあると考える。 地方自治体が公共交通への関わりを深めることについて、国が行政の責務と定め、より明確に位置付けるとともに、新たな法制度・財源の創出、現行の支援制度の拡充など自治体への支援策を講じることが必要である。		
現況及び課題等	国内では、ほとんどの公共交通は、民間交通事業者の企業活動としているが、生活の多様化や自動車の普及などとともに、公共交通の利用者は減少し、利用が少ない赤字路線は廃止となり、自治体が主体となってコミュニティバスなどを運行している。 採算路線は、民間交通事業者で運行できるが、不採算路線については、民間交通事業者による運行の継続が困難となっている。 コミュニティバスなど、地域公共交通に対する、国の支援は、補助額に上限を設定するなど、支援が十分ではなく、地方自治体や交通事業者の負担となっている。		
法令関係	交通政策基本法、道路交通法		

【企画振興 1-2】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 担当省庁 国土交通省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	地方鉄道の支援について		
提案市	上田市		
提案要旨	少子高齢化の進展や低炭素社会の実現に向けて、地域公共交通の重要性が見直されつつあるが、多額の設備投資を必要とする地方鉄道の維持・確保は困難な状況にある。 鉄道事業者においては、計画的な安全対策事業の推進に努めており、継続性のある地域の実情に即した支援スキームを基とした、重点的な財政支援など、鉄道を恒久的に維持していくための、国の予算額の確保を要望する。		
提案理由	鉄道の継続的な運行を維持していくためには、安全面での施設整備などに多額の経費が必要となり、市としても独自の支援をせざるを得なくなっており、財源確保が大きな課題となっている。別所線においては、平成26年度の安全対策事業の中で車両更新等を予定しているが、国の内示額は国の本来負担分（1/3）を下回っている状況にある。 計画的な安全対策事業を進めるためには、国の十分な予算の確保が求められる。		
現況及び課題等	上田市においては、平成16年12月に別所線の安全対策を核とした公的支援を決定し、3年ごとに上田電鉄㈱と運行協定を締結し、安全対策のための設備投資を中心とした支援を継続している。（平成16年度から25年度までの10年間の市の支援額は、10億7千5百万円余となっている。） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象となる設備投資については、市の6分の1の補助に加え、事業者が負担すべき3分の1についても、市が独自に補助をしている。また、国・県補助の対象とならない安全対策に係るその他設備投資及び修繕費等に対しても、市が全額を支援していることから、財源確保が大きな課題となっている。		
関係法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱		

【企画振興 1-3】

[illegible]

【企画振興 2】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	建築単価の基準や上限が設定されている国庫補助金等の弾力的運用について		
提案市	岡谷市		
提案要旨	国庫補助金や起債に対する交付税措置など、施設整備等における地方に対する財政措置については、建築単価の基準や上限が設定されているものがあるが、物価や労務単価の上昇などやむを得ない理由により、経費等の増額または見直しを余儀なくされており、これに起因して追加経費が発生した場合は地方が負担をしなくてはならない状況である。 このことから、国庫補助基準となる建築単価等については、経済情勢などを十分考慮した設定や見直しなどが図られるよう弾力的な運用を要望する。		
提案理由	近年、震災からの復興需要の高まりとともに、資材価格の高騰や人手不足が顕著となる中、平成25年4月8日付国土交通省土地・建設産業局長通知「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」が各都道府県知事あてに通知され、実勢単価に即した工事発注がされるよう締結済み契約の増額変更にまで踏み込んだ全国的な対応が図られたところである。 回復基調にある景気動向や、今後実施される消費税率の更なる改定、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設需要等を踏まえると、資材価格・労務単価の更なる上昇が見込まれ、今後も、施設整備等の内容が変わらないにもかかわらず、施設整備等の経費等が上昇することが考えられる。 景気回復に向けては、地方も国と歩調を合わせ、建設工事等の実施や早期発注などに努めているところであるが、これらの状況変化は、経済情勢に伴って生じた不可抗力であることから、国が示す建築単価においてもこれらの状況を十分考慮し、補助基準となる建築単価のかさ上げや上限の引き上げなど、地方の財政負担の軽減に向け、弾力的な運用とされるよう要望する。		

現況及び課題等	1 公共工事設計労務単価（全職種単純平均）の状況 H24…13,072円 H25…15,175円 H26…16,190円 （参考資料 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について 国土交通省） 2 国により補助基準となる建築単価の設定や上限が決められているもの 【例】 ・ 学校施設環境改善交付金（基準単価を施設毎・規模別などで区分） ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 （基準単価を施設毎・規模別などで区分） ・ 病院施設等の整備費の財源として借り入れる病院事業債に対する普通交付税措置（建築単価30万円／㎡を上限） ・ 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した県安心こども基金による保育所等の施設整備に対する補助金 （基準単価を施設毎・規模別などで区分：県補助）
法令関係	

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名称	
件名	地方の一般財源総額の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	地方交付税の歳出特別枠や別枠加算の解消など、一方的な地方交付税の減額はせず、地方の一般財源総額の確保に努めること。		
提案理由	地方財政計画は、必要額として積み上げた歳出に対して、それと同額の歳入を最終的には地方交付税で埋める仕組みとなっている。 地方においては、景気回復がまだ実感できる状況になく、消費税率アップなどから今後の経済状況も不透明であり、地域経済基盤強化や雇用等対策は引き続き必要である。 そのため、地域経済の停滞をもたらさないよう、地方において本格的に景気が回復するまでは、地方交付税の歳出特別枠及び別枠加算を継続すべきである。 また、将来的な一般財源総額の安定的な確保のためにも、地方団体における財政需要を的確に見極められる制度とするとともに、税源移譲も含めた地方財政制度の総合的な検討が必要である。		

現況及び課題等	平成25年12月24日、地方財政対策を踏まえた平成26年度予算案が閣議決定された。通常収支分の地方交付税について、景気回復に伴う地方税収の増もあり前年度比0.2兆円減の16.9兆円（出口ベース）になったが、社会保障の充実等により地方の一般財源総額については前年度比0.6兆円増の60.4兆円とされた。 今回の地方財政対策の内容については、地方が求めてきた地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠及び別枠加算について一部縮小されたが、地方の行革努力などを反映した地域の元気創造事業を創出し、実質的には前年度水準が確保された。 しかしながら、地方の財源不足が恒常化している現状を踏まえれば、都市部と比較して、景気回復が遅れている状況下において、地方団体が主体性をもった施策を展開することは困難であるため、来年度以降、さらに地方財政の安定化を図るための措置を講ずることが必要である。
関係法令	地方交付税法

【企画振興 4】

区分	☐ 新 規	☒ 再提案	(22・9・3 第127回総会；東信5市)							
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの		分野	☒ 総務文教						
	☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの			☐ 社会環境						
	☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注			☐ 経済						
	☐ その他（ ）			☐ 建設						
要望先	☐ 国	担当省庁								
	☒ 県	担当部局	企画振興部							
	☐ その他	名 称								
件名	長野県市町村合併特例交付金の満額の早期交付について									
提案市	上田市									
提案要旨	合併に伴う各種事業の円滑な実施に向け、合併特例交付金の満額を早期に交付するように求める。									
提案理由	県合併特例交付金は、合併市町村に対する支援策として県合併支援プランに基づいた財政支援施策であり、合併後の均衡あるまちづくりの財源として活用している。 交付金は、要望額によらず毎年度同じ額が交付されており、その不足分を一般財源で実施している状況である。 ついては、合併特例交付金の趣旨である合併後の均衡あるまちづくりが早期にできるよう、満額の早期交付に配慮いただきたい。									
現況及び課題等	1 上田市の交付限度額：7億円 2 交付実績（平成18年度から平成25年度までの合計） <table border="0"> <tr> <td>要 望 額(A)</td> <td>566,758千円</td> </tr> <tr> <td>交 付 額(B)</td> <td>306,490千円</td> </tr> <tr> <td>交付割合(B)/(A)</td> <td>54.1%</td> </tr> </table> ※平成21年度から平成25年度までは、各年度44,800千円の交付額 交付限度額（7億円）に対する交付率は、8年を経過し43.8% 3 課題等 合併に伴う事業はその後の数年間に集中するものであり、現在の交付額では、上田市の交付限度額を満たすまでには、合併後17年目となる平成34年度までかかってしまう。				要 望 額(A)	566,758千円	交 付 額(B)	306,490千円	交付割合(B)/(A)	54.1%
要 望 額(A)	566,758千円									
交 付 額(B)	306,490千円									
交付割合(B)/(A)	54.1%									
関係法令	・長野県市町村合併支援プラン（平成15年1月9日策定） ・長野県市町村合併特例交付金交付要綱									

【企画振興 5】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	公共施設等の老朽化対策の推進について		
提案市	須坂市		
提案要旨	老朽化施設の長寿命化のため行う施設の改修費用や、施設の統廃合等により不要となった施設の撤去に対して、国の財政措置の拡大を求める。		
提案理由	地方においては、苦しい財政状況を踏まえ、今ある公共施設等を長持ちさせるために、計画的に大規模な施設改修・設備の更新を実施している。 施設改修における国の財政支援は、「既存の施設に新しい機能を大幅に追加する、構造を変えるような大規模改築・改修工事」が該当になるが、現実には、老朽化した既存設備の更新などにも多額の経費を支出している。 また、過去に造られた施設が老朽化して更新が必要となった場合、人口減少等により複数の施設を統廃合するなどして、効率的な管理・運営をすることが求められる。 老朽化施設の建替えの場合、既存施設の取り壊し経費について補助対象とされたり、交付税措置のある起債が充当できる場合があるが、除却だけの場合は、今回特例措置で新設される一般単独事業債（交付税措置なし）が活用できるのみである。 そこで、国が求める公共施設等の総合的かつ計画的な管理（統合・更新・長寿命化対策等）を推進するための費用について地方財政措置の拡大が必要である。		

現況及び課題等	国において、公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理（統合・更新・長寿命化対策等）を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに、これに伴う財政措置を講じることとされた。 具体的には、総合的かつ計画的な管理のために必要な計画の作成に要する経費について、特別交付税措置がなされるほか、その計画に基づく公共施設等の除却について、地方債（交付税措置なし）の特例措置がなされることとなった。
関係法令	なし

【総務 1】

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H26・4・18 第134回総会；東御市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☒ 県	担当部局	総務部
	☐ その他	名 称	
件名	軽油引取税の課税免除制度の延長について		
提案市	飯山市・東御市		
提案要旨	免税軽油制度は、法令に定められた特定の用途について軽油引取税(1ℓあたり32円10銭)が免税される制度であり、平成24年度の税制改正において適用期限が延長されたが、平成27年3月31日で期限が到来することから延長を要望する。		
提案理由	両市では、索道事業者が事業に要するゲレンデ整備車、除雪機等に使用する軽油において、この免除制度の適用を受けているが、期限の到来により課税免除制度が廃止されると、経営コストの増加は計り知れない。 スキー場の安定経営は、両市の観光、雇用、経済面で波及効果が高く、スキー場の経営維持のためにも課税免除制度の延長を要望する。 また、農業においては、担い手への農地集積を国策として進めている中で、燃料費の高騰、消費税率の引き上げによる生産資材費のアップに加え、農産物価格の低迷により、大変厳しい経営状況が続いており、農地を耕すためのトラクター、収穫のコンバイン等の燃料である軽油の減免がなくなることは経営をさらに圧迫するため、課税免除制度の延長が必要である。		
現況及び課題等	スキー場利用者がピークの3割を下回り、索道事業者の自助努力による経費の削減も限界に達する中、広大なゲレンデを有する索道事業者がシーズンに使用する軽油の使用量は膨大であり、制度が廃止されるとスキー場の経営を圧迫する要因のひとつとなりうる。 農業において飯山市では、25年度で減免を受けている農業者が30名以上あり、農産物価格の低迷、燃料費の高騰、経営所得安定の交付金の削減等に加えて消費税引き上げで生産資材費もアップし、経営が圧迫されている。		
関係法令	地方税法附則第12条の2の7		

【県民文化 1】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 県民文化部 ☐ その他 名 称		
件名	文化事業への県支援の拡充について		
提案市	上田市		
提案要旨	多くの県民に文化芸術に親しむ機会を提供し、豊かな県民生活の推進を図るため、県及び県文化振興事業団が主催する事業を各自治体等の運営する施設（ホール、博物館、美術館等）で開催するなど、全県下に拡充しての実施をお願いしたい。 また、各自治体等の運営する施設での事業に対し、県独自による新たな財政支援制度を創設するとともに、県において情報の一元化と積極的な情報発信できる仕組みの構築をお願いしたい。		
提案理由	県の文化芸術事業は、県文化会館や県美術館等での事業が中心であり、東信地区は県の施設がないため、手薄な地域である。 県内にある多くのホールや美術館等で、質の高い催しや大規模な展示会等を開催できるよう、県及び県文化振興事業団が中心となり連携して事業を進めていくことが重要と考える。		
現況及び課題等	各自治体やホール、博物館、美術館が、それぞれに国の交付金等を活用して事業を行っている現状がある。現在、当市においては、県の支援として、「地域発元気づくり支援金」の活用をしているが、当該支援金は3年間の時限付支援であり、継続的に行う文化事業に対しての県独自の財政支援制度が構築されていない。 また、県内各施設における事業情報の一元化といった仕組みがなく、情報発信が不十分な状況である。		
関係法令			

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案 (第 回総会 ;)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	内閣府
	☒ 県	担当部局	県民文化部
	☐ その他	名 称	
件名	少子化対策の充実について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	「地域少子化対策強化事業」の対象事業の拡大と継続的な財源確保を要望する。		
提案理由	国においては、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策強化事業」を平成25年度補正限りとして創設された。 しかしながら、少子化問題は、将来の我が国の存立にかかわるとの国民の共通認識を醸成し、国と地方自治体が一丸となって対処する必要がある。そこで、創設された「地域少子化対策強化事業」の継続と地方の実情に応じて取り組むことのできるよう制度の拡大を要望する。		
現況及び課題等	当市の出生率は、平成23年1.66、平成24年1.90、平成25年1.88と上昇しているものの、出生者数では、そもそも出産適齢期の女性の減少から、減少傾向にある。 少子化対策は、若者世代の都市部への流出や、結婚に関する考え方など人口移動や暮らし方、生き方の問題であり、課題が複雑に絡み合っていることから対応も難しいところである。 また、都市部と地方とでは課題も異なり、地域の実情を踏まえた取り組みが必要である。 そこで、婚活支援や出会い拡大のためのイベントなど支援事業、雇用の場の確保、子育て支援の充実など総合的に取り組むことのできる制度の拡充と継続できる財源の確保を要望する。		
法令関係			

【県民文化 3-1】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 担当省庁 厚生労働省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	保育対策等促進事業費補助金（病児・病後児保育事業）について		
提案市	佐久市		
提案要旨	病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は補助対象とならないが、利用児童が10人未満であっても、基本分は交付されるよう制度の改正を要望する。		
提案理由	当事業は、補助対象事業として採択されるためには、施設基準及び職員配置基準等の実施要件を満たすことが定められていることから、施設整備等の初期投資や看護師や保育士等の配置が必要である。 また、病気は予測できないため、利用者の有無にかかわらず開設時間内は利用可能な状態にしておく必要があり、施設の管理費や人件費は常に発生している。 現行制度では、病後児対応型が基本分として、1か所当たり年額200万円、加算分として基本分に加え、年間延べ利用児童数に応じて定められた額が加算され交付される。しかし、利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならず基本分も交付されない。 本来、子どもが病気になった際は家庭において保育できることが最良であり、施設を利用することなく疾病時の保育環境が整っていることが望ましいが、保護者のニーズとしてあることから、利用児童が10人未満であっても補助金の基本分は交付されるよう、制度の改正を要望する。		

現況及び課題等	当市では、平成１８年度から病児保育事業を市立病院、病後児保育事業を私立保育園１園へそれぞれ委託し実施している。 平成２４年度には、佐久地域定住自立圏の中心市宣言を行い、病児・病後児保育広域化事業の協定を近隣６市町と締結し、佐久市以外の住民も利用が可能としている。 しかし、病後児保育の利用児童数は、病児保育と比較すると利用が少ない状況である。 この要因は、病気の症状が回復に向かっていることや、利用料が通常の保育料とは別に、年齢や利用時間に応じて発生すること、さらに集団保育が可能であると保護者が判断し、子どもを保育園に預けてしまっていることなどが考えられる。
関係法令	保育対策等促進事業費補助金交付要綱 病児・病後児保育事業実施要綱

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	県民文化部
	☐ その他	名称	
件名	保育料多子軽減事業に対する県費補助による財政支援について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	多子世帯、特に第3子以降の児童に係る保育料等を軽減、或いは無料化することにより、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、少子化対策に対する財政支援を要望する。		
提案理由	多子世帯の第3子以降の保育料等の無料化について、子ども・子育て支援事業計画の策定に併せ実施したいと考えているが、他県同様に県の子育て支援策の柱として、県費補助による財政的支援を願いたい。また、保育料のみでなく、幼稚園利用料、認可外保育所入所児童に対する、同等の支援策を講じていただきたい。		
現況及び課題等	県下でも、第3子以降の保育料の無料化を実施している自治体があるが、それに伴う利用者負担金の減少分については、一般財源で補てんしている。また、保育料のみでなく、幼稚園利用料、認可外保育所入所児童に対する、同等の支援策を講じていくべきだと考えているが、財政的支援がなく苦慮している。平成27年度本格施行の「こども・子育て新制度」に併せて各自治体において条例改正等が必要となるであろうと推測されるため、県としてもこの新制度に向けて検討いただきたい。		
関係法令	子ども・子育て支援法 児童福祉法 学校教育法		

【教育 1】

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省
	☒ 県	担当部局	教育委員会事務局
	☐ その他	名 称	
件名	地域特性を活用したスポーツ関連施設の充実、事前合宿誘致に関する支援について		
提案市	上田市、小諸市、東御市		
提案要旨	国の「スポーツ立国戦略」の施策である「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」を推進するにあたり、本県においても各地でアスリートの合宿受入、強化施設の整備が検討されている。 スポーツ振興のための財源を確保し、高地トレーニング等の地域特性を活用した施設整備等に関する制度の創設又は拡充等を国及び県に求める。		
提案理由	上田市、小諸市及び東御市は、軽井沢町、御代田町及び群馬県嬬恋村とで「浅間山麓・菅平高原高地トレーニングエリア推進協議会」を組織し、各自治体の地域特性を活かした、事前合宿受入、選手強化拠点施設等の建設・誘致並びに住民の健康増進を目的に、それぞれの構想実現に向けて連携を図り推進している。 県内各所においても、国際大会を見据えた事前合宿の誘致等の構想があり、それぞれの地域特性を活用したスポーツ振興又は地域活性化に資するためスポーツ・ツーリズム等を促進する中、スポーツ関連施設の充実と事前合宿誘致活動に対する財政的支援の充実を求めるものである。		
現況及び課題等	・浅間山麓・菅平高原エリアは、高地トレーニングの適地で、首都圏からのアクセスがよいうえ、医療救急体制も充実している。 ・トップアスリート用強化施設整備、事前合宿誘致活動については、有効な制度又は手段が無い。 ・公共施設整備に対する現行制度では、施設整備が困難な状況にある。 ・平成26年6月定例県議会において、国及び競技団体の支援を求める請願採択 【請第54号 東信地域における総合的なスポーツ環境の整備について】		
法令関係			